

## 令和7年度文化を活用した地域交流創出事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 文化を活用した地域交流創出事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、地域に根差した文化やアートを活用した取組をつなげ、分野や地域を超えた交流を創出するため、新たな仕組みの構築や北部地域の振興につながる取組等を支援することを目的とする。

### (補助対象となる者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合、自治会、任意団体および企業（以下「団体等」という。）ならびに市町とし、団体等については、次の各号をすべて満たすこととする。

- (1) 滋賀県内に所在地または活動の拠点を有すること
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- (3) 自ら経理し、監査することができる会計経理体制が明確にされていること
- (4) 文化施設の経営を目的とする者および宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (5) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること

### (補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業は、原則として1団体等当たり1件とし、年度内を通じて行う一連の事業を対象とする。

2 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに当てはまる事業であること
  - ア 交流創出型（補助上限額2,000千円）  
地域に根差した文化やアートを活用した取組をつなげ、分野や地域を超えた交流を創出するための新たな仕組みの構築に資する事業
  - イ 北部振興型（補助上限額2,000千円）  
地域に根差した文化やアートを活用した取組をつなげ、分野や地域を超えた交流を創出するための北部地域（長浜市、高島市、米原市）への移住や北部地域とつながる人の増加に資する事業
- (2) 滋賀県内で行われる事業であること
- (3) 広く一般に開かれた事業であること
- (4) 実施する事業の効果が県域全体または広域に及ぶ事業であること
- (5) 補助対象経費が750千円以上の事業であること
- (6) 交付決定の日から令和8年2月28日までに実施する事業であること

3 次の事業は補助金の補助対象事業としない。

- (1) 滋賀県外で行われるもの
- (2) 専ら営利を目的とするもの
- (3) 慈善事業等への寄附行為を主目的とするもの
- (4) 特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの
- (5) 政治的、宗教的な宣伝意図を持つもの

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助限度額は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、事業計画書、収支予算書を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止（一部の中止または廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした帳簿を備え付けるとともに、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 補助事業者が（1）から（4）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、変更交付申請書（別記様式第2号）を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、別記様式第3号のとおりとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日または3月1日のいずれか早い日までに実績報告書に関係書類（事業報告書、収支決算書、実績の分かる資料・写真）を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第 11 条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、知事が補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。この場合、補助事業者は、交付請求書（概算払）（別記様式第 4 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 13 条 補助事業者は、第 6 条の規定に基づく交付申請、第 10 条の規定に基づく実績報告、第 11 条の規定に基づく交付請求、または第 12 条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項の規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第 14 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定は、第 5 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、第 8 条の規定による補助金の変更申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、第 9 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(その他)

第 15 条 補助金の交付を受けられる回数は、同一事業において計 3 回までとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 16 日から施行し、令和 7 年度分の補助金に適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費			補助率	補助限度額		
区分	細目	内 訳				
出演・ 音楽・ 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等	定額	予算の範囲かつ補助対象経費の合計額の範囲内で、上限を2,000千円する。		
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等				
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料、作品制作料等				
会場・ 設営費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等				
	作品借料	作品借料、作品保険料等				
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等				
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費等				
賃金・ 旅費・ 報償費	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等				
	賃金	事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 ※臨時に雇用する場合に限る。				
	旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等				
雑役務費 消耗品費 等	報償費	ワークショップ講師等謝金、講演講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等				
	雑役務費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、借料および損料、傷害保険料、請負費等				
	印刷費	印刷製本費				
	消耗品費	消耗品費、ワークショップ材料費等				
	通信費	通信費、郵送料				
委託金	委託金	委託費（事業全体経費の2分の1以下）				